

「けんぽだより(紙版)」の「内容記載の誤り」の箇所

※「けんぽだより(紙版)」P 8 下部に
内容記載の誤りがございました。
誠に申し訳ございません。
以下に訂正させていただきます。

誤) 2024年12月1日までは…
正) **2025**年12月1日までは…

尚、ホームページ掲載版のPDF版は
正しい内容に変更済です。

これからの病院受診は 「マイナ保険証」で!

従来の健康保険証は本年12月2日に廃止され、それ以降は原則として保険証利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」による病院受診となります。

ほとんどの保険医療機関・薬局でマイナ保険証のカードリーダーが設置され、利用できるようになっています。

マイナ保険証の 使い方

1 窓口で設置されたカードリーダーにマイナンバーカードを置く。
※カードリーダーの稼働や画面表示は施設あり、医療機関・薬局により異なります。
※カードリーダーで保険証利用登録することもできます。

2 顔認証または暗証番号(4ケタ)による認証を選択し、本人確認を行う。

3 過去の医療情報等(手術情報、診療・お薬情報、健診情報)を提供することに同意するかを選択する。

- 「全て同意する」で、過去の手術情報と診療・お薬情報、健診情報(40歳以上)のすべてについて、まとめて同意できます。
- それぞれ別に「同意する・しない」を選択する場合は、「個別に同意する」を選択します。

メリット 情報提供に同意すると、医師が健康状態を把握してより適切な医療が受けられ、薬の飲み合わせ、分量を調整してもらえます。

4 カードを取り出す

※高齢者優待制度の利用、および施設新設等の状況については、選択しなくても自動的に制度を利用できるようになり、同意は不要になりました。

※従来の健康保険証は、経過措置として、2025年12月1日まで使用することができます(先に有効期限が満了の場合は有効期限まで)。

マイナンバーカードが 使えないとき

医療機関・薬局のカードリーダーが故障しているときや、一部のマイナ保険証に対応していない医療機関・薬局では、マイナンバーカードに加えて健康保険の資格情報を伝えることで、受診ができます。

【マイナンバーカード】



【資格情報】

健康組合名
記号・番号・枝番

※従来の保険証(2025年12月1日まで)や、医療機関設置の申請中であっても受診ができます。

資格情報を確認できるもの(下記のいずれかを提示)

- マイナポータル「わたしの情報」ページ
- 健康組合より配付する「資格情報のお知らせ」
※10月までに全加入者へ配付されます

「資格情報のお知らせ」の例



マイナンバーの確認をお願いします!
医療保険のデータベースに登録されているマイナンバー(4ケタ)の確認をお願いします。ご自身のマイナンバーで間違いがないかをご確認ください。一致しない場合は、健康組合までご連絡ください。

「マイナ保険証」について詳しくは…

健康者作成・動画
「使ってみよう!マイナ保険証」

マイナンバーカードを持つ

2024年12月1日までは従来の被保険者証により保険診療が受けられます。
12月2日以降に新規取得等により被保険者証をお持ちでない方は、健康組合から交付される「資格確認書」により受診してください。

マイナンバーカードを持っていない方は…

2025年12月1日までは従来の被保険者証により保険診療が受けられます。
12月2日以降に新規取得等により被保険者証をお持ちでない方は、健康組合から交付される「資格確認書」により受診してください。

誤) 2024年12月1日までは従来の被保険者証により保険診療が受けられます。

正) **2025**年12月1日までは従来の被保険者証により保険診療が受けられます。